

四街道市印鑑条例新旧対照表

改正案	現 行
(印鑑登録証明の申請) 第18条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>個人番号カード</u>（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する<u>個人番号カード</u>をいう。）、<u>特定在留カード</u>（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する<u>特定在留カード</u>をいう。）、<u>若しくは特定特別永住者証明書</u>（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する<u>特定特別永住者証明書</u>をいう。）（これらのうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第3号ロ</u>に規定する移動端末設備であつて電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を利用して多機能端末機（四街道市の電子計算組織と電気通信回線により接続された地方公共団体情報システム機構と契約した民間の事業者が設置する端末機であつて、利用者自らが必要な操作を行うことにより、自動的に印鑑登録証明書等を交付する機能を有するものをいう。）に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報	(印鑑登録証明の申請) 第18条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する<u>個人番号カード</u>（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第2号ロ</u>に規定する移動端末設備であつて電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を利用して多機能端末機（四街道市の電子計算組織と電気通信回線により接続された地方公共団体情報システム機構と契約した民間の事業者が設置する端末機であつて、利用者自らが必要な操作を行うことにより、自動的に印鑑登録証明書等を交付する機能を有するものをいう。）に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定された暗証番号をいう。）の入力その他必要な操作をすることにより印鑑登録証明書の交付の申請を行うことができる。

システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定された暗証番号をいう。）の入力その他必要な操作をすることにより印鑑登録証明書の交付の申請を行うことができる。